**事例の検討（福祉サービス）分野**

資料３

**差別の分類・一般論化**

**＜不当な差別的取扱い＞**

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること。

→事例も踏まえて、考えられる一般論化は以下の通り。

* 障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否すること
* 障がいを理由として、福祉サービスの提供を制限すること
* 障がいを理由として、福祉サービスの提供に条件をつけること
* 障がいを理由として、本人の意に反して、福祉サービスの提供を行うこと

**＜合理的配慮の不提供＞**

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

**その１　不当な差別的取扱い**

**１　不当な差別的取扱いとなりうる事例（大阪府による障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）**

* 以下の事例は、事例募集で寄せられたものから代表的な事例を引用したもの。

ただし、事例の詳細な状況や背景等が明らかでないため、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（１）障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否すること

1. ろうの子どもを保育園に入れたいと申請したら、「責任を持てないから無理だ」と言われた。（盲ろう）
2. ホームヘルパーをお願いするため居宅支援事業所に電話をかけたところ、障がい内容を聞かれたので「発達障がいって言われています」と答えたら「今いっぱいです」と断られた。（精神障がい）
3. 短期入所、デイサービス等で電動車椅子の使用を控えるよう言われた。手動車いすへの移乗を拒絶するとサービス利用を断られた。

（２）障がいを理由として、福祉サービスの提供を制限し、又はこれに条件を付けること

1. 保育所で、特別に加配の先生がついているのに校外学習に参加させてもらえず、一人の先生と三人の障がい児で教室にとりのこされた。所長に、危険だからといわれた。他の子は危険でないのか？疑問が残ったが今後のことを考え耐えた。（知的障がい）
2. 作業所の職員に電動車椅子は危ないと言われました。（肢体不自由）

（３）障がいを理由として、本人の意に反して、福祉サービスの提供を行うこと

1. 相談者（要支援２・人口透析患者）が施設入所の際、現金と通帳を一方的に取り上げられた。自宅に帰りたいのに、施設側と保証人の息子は反対。個人の自由を奪うことは人権侵害である。
2. サービスを利用する際に、当事者の意見が軽視されており、適切なサービスの導入に至らなかった。

**２　正当な理由と考えられる一般論化の例**

（例１）障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合

* 福祉サービスを受けている際に障がい者が体調を崩した場合

（例２）法令その他で特別の定めがある場合

* 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合等「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」において示されている提供を拒むことのできる正当な理由がある場合

（例３）その他の正当な理由がある場合

* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

**その２　合理的配慮の不提供**

**１　望ましい合理的配慮の事例と考えられる大阪府内の事業所等で現に行われている配慮や工夫の実践例（大阪府における障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）**

（１）バリアフリーに関すること

* 1. 車いす使用者のための通路を通りやすいように通路の幅を広くとっている。
	2. 段差を解消している。スロープを設置している。
	3. 点字ブロック、点字マットを設置している。
	4. 身体障がい者用トイレ、多機能トイレを設置している。
	5. 車いす使用者用駐車区画を整備している。
	6. 飲料自動販売機について、点字化し車いすのまま購入しやすいようパネルを低い位置に設定している。
	7. 農業系の障がい福祉サービス事業所だが、作業時、共同で「掘りごたつ」を囲むような形で工夫するとともに、作業台も作業しやすいように高さを下げている。

（２）コミュニケーション、案内、情報提供に関すること

1. 手話のできる職員、介助員を配置している。
2. 契約書等書類や掲示物にルビ打ちをしている。
3. 利用者の障がい特性に合わせ作業工程をマニュアル化している。
4. 写真・イラストの使用により視覚的に分かりやすくしている。

（３）人的支援体制や障がい理解の促進に関すること

1. 安全面での配慮が特に必要な場合や、移動時の介助が必要な場合、指導員を加配している。
2. 発達支援指導を受け、職員の配置を整え、その児に適した保育を行っている。
3. 職員全員で簡単なあいさつの手話を覚えている。

（４）その他

1. クールダウンする場所、パニックや精神的に不安定になった場合でもリラックスできるよう静かな部屋（スヌーズレンルーム）、休憩室等を用意している。
2. 日常の様子を記録し、関係機関と連携して継続的な対応を図る。
3. 事業所内の物の配置をなるべく変えないようにしている。

**２　合理的配慮の不提供となりうる事例（大阪府による障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）**

　　該当なし